

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の
法律案参照条文

○社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)(抄)

(定義)

第二十二条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(抄)

(定義)

第二条 省 略

2 3 4 省 略

5 この法律において「個人番号」とは、第四条の規定により、住民票コード(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

6 3 13 省 略

14 この法律において「法人番号」とは、第五十二条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省 略

三 電気通信役員 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。

四 3 六 省 略